

資料 1

平成 21 年度

# 歳入歳出決算概要説明

三重 県

## 平成 21 年度 歳入歳出決算概要説明

平成 21 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要についてご説明申し上げます。

### (一般・特別会計の歳入・歳出の状況)

歳入につきまして、歳入決算額は、

一般会計で、約 7,720 億円

特別会計で、約 241 億円

合 計 約 7,961 億円

となっています。

前年度の歳入決算額と対比しますと、

借換債を除く実質的なベースでは、

一般会計で、約 554 億円 (7.9%) の増加

特別会計で、約 19 億円 (△7.5%) の減少

となっています。

歳出につきまして、歳出決算額は、

一般会計で、約 7,546 億円

特別会計で、約 204 億円

合 計 約 7,751 億円

となっています。

前年度の歳出決算額と対比しますと、

借換債の影響を除く実質的なベースでは、  
一般会計で、約 555 億円 (8.1%) の増加  
特別会計で、約 20 億円 ( $\Delta$ 9.4%) の減少  
となっております。

### (一般会計の決算内容)

次に、一般会計の決算内容のうち、歳入の増減の主なものについて説明します。

まず、県税収入については、昨年度から大幅な減少となっておりますが、これは、一昨年秋以降の米国発の世界的な経済危機の影響から、企業収益が悪化したことなどに伴い法人二税（法人事業税、法人県民税）等が減収になったことなどによるものです。

県税全体では、前年度より 580 億円減の約 2,094 億円となりました。

地方譲与税は、前年度より 94 億円増の約 128 億円となりました。これは、法人事業税の一部国税化により地方法人特別譲与税が創設されたことなどによるものです。

地方特例交付金は、前年度より 17 億円減の約 27 億円となりました。これは、平成 20 年 4 月の 1 ヶ月間失効した軽油引取税等の暫定税率分に係る減収を補てんするため、臨時的に創設された「地

方税等減収補てん臨時交付金」が平成 20 年度限りの措置であったことなどによるものです。

地方交付税は、政府の経済対策に基づく地方交付税の 1 兆円増額に対応して、基準財政需要額において「地域雇用創出推進費」が新設されたことや基準財政収入額が減少したことなどにより、前年度より 68 億円増の約 1,292 億円となりました。

国庫支出金は、国の雇用・経済対策に対応し、「地域活性化・公共投資臨時交付金」等の臨時交付金を受け入れたことにより、前年度より 490 億円増の約 1,311 億円となりました。

繰入金金は、国の雇用・経済対策に対応して造成しました「緊急雇用創出事業臨時特例基金」等を取り崩したことなどにより、前年度より 8 億円増の約 178 億円となりました。

県債は、退職手当債や県税の減収分を補てんする減収補てん債、臨時財政対策債の発行増などにより、前年度より 164 億円増の約 1,796 億円となりました。

続きまして、収入未済額については約 97 億円であり、県税が大半を占めています。

また、不納欠損額は、県税及び諸収入について約 5 億円となっ

ています。

次に、歳出の増減の主なものについて説明します。

前年度に対し増加した主なものとして、

総務費が、急激な経済情勢の悪化により法人二税を中心に大幅な減収となったことに伴い、中間申告等により納付された法人二税の還付金が大幅に増加したことなどにより、前年度より 159 億円増の約 639 億円となりました。

民生費は、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費の増加などにより、前年度より 215 億円増の約 977 億円となりました。

衛生費は、地域医療対策事業費の増加などにより、前年度より 75 億円増の約 363 億円となりました。

労働費は、雇用対策基金事業費の増加などにより、前年度より 41 億円増の約 135 億円となりました。

農林水産業費は、国の経済対策に基づく森林整備加速化・林業再生基金事業費の増加などにより、前年度より 43 億円増の約 421 億円となりました。

一方、前年度に対し減少した主なものとして、  
商工費が、みえ地域コミュニティ応援ファンドの組成完了に伴い地域産業力創出支援事業費が減少したことなどにより、前年度より 34 億円減の約 120 億円となりました。

公債費が、借換債の発行の減少等により、前年度より 331 億円減の約 1,057 億円となり、借換債を除く実質的な増減で見ても、前年度より 12 億円減の 913 億円となりました。

次に、平成 21 年度から平成 22 年度への繰越額については、前年度より 79 億円増の約 405 億円となっており、その主なものは土木費の約 223 億円であります。

主な原因として、国の補正予算による内示が年度末になったこと、また、地元調整の難航や現地の状況に即した工法の検討により事業着手が遅れたことなどで、年度内に完成が見込めなくなったことなどによります。

また、不用額につきましては、前年度に比べ 17 億円増の約 62 億円となっています。

### (特別会計の決算内容)

続きまして、特別会計の決算内容のうち、歳入について説明します。

特別会計の歳入総額は、約 241 億円となっており、前年度より 31 億円、11.4%の減となっています。これは、流域下水道事業における事業費が減少したことに伴うことなどによるものです。

収入未済額については、前年度とほぼ同額の 37 億円となっており、母子及び寡婦福祉資金貸付事業、中小企業者等支援資金貸付事業等で、それぞれ生活困窮、経営不振などにより発生しています。

次に、歳出総額は、約 204 億円で、前年度と比べ 33 億円、13.8%の減となっています。これは、流域下水道事業における事業費の減少などによるものです。

翌年度繰越額については約 39 億円、また、不用額は約 16 億円となっています。

#### (一般・特別会計の収支)

以上の結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額から、明許繰越等により翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、

一般会計で、約 16 億円

特別会計で、約 34 億円

合 計 約 50 億円

の剰余が生じています。

実質収支額の処分につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、

一般会計の実質収支額のうち、1/2 相当額の 7 億 9,000 万円を財政調整基金に積み立てました。

その残額の 約 8 億円と

特別会計の 約 34 億円

については、翌年度に繰り越します。

以上をもちまして、平成 21 年度決算概要説明を終わらせていただきます。

なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。



(参考)

### 実質収支に関する総括表

(単位:円)

区分		会計別	一般会計	特別会計 (11会計)	合計
1歳入総額			772,039,803,160	24,103,443,770	796,143,246,930
2歳出総額			754,633,166,092	20,425,284,956	775,058,451,048
3歳入歳出差引額			17,406,637,068	3,678,158,814	21,084,795,882
4 翌年度へ繰り越すべき財源	① 繰越明許費繰越額		15,734,885,637	273,091,461	16,007,977,098
	② 事故繰越し繰越額		106,396,420	0	106,396,420
	計		15,841,282,057	273,091,461	16,114,373,518
5 実質収支額			1,565,355,011	3,405,067,353	4,970,422,364
6 実質収支額のうち 地方自治法第233条の2の 規定による基金繰入額			790,000,000	0	790,000,000